

第十六回 参議院農林委員會會議錄第二号

昭和二十八年五月二十九日(金曜日)午
前十一時二十三分開会

委員の異動

五月二十七日委員長谷山行毅君辞任に
つき、その補欠として森田豊壽君を議
長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 宮本 邦彦君
白井 勇君
小林 亦治君
雨森 常夫君
川口爲之助君
佐藤清一郎君
関根 久藏君
横川 信夫君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河野 謙三君
河合 義一君
戸叶 武君
鈴木 一君
鈴木 強平君
金子興重郎君
足鹿 覺君

委員

衆議院議員

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林大臣官房長

農林省農林

經濟局長

農林省畜産局長

内田 信也君
篠田 弘作君
渡部 伍良君
小倉 武一君
寺内 祥一君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
會專門員
常任委員 倉田 吉雄君
會專門員

説明員

農林省農林經濟
局統計調査部長 安田善一郎君

本日の會議に付した事件

○農業災害補償法の一部を改正する法
律案(内閣送付)

○農業災害補償法の臨時特例に関する
法律案(衆議院提出)

○理事の補欠選任の件

○委員長(片柳眞吉君) 只今から農林
委員會を開きます。

理事の補欠互選の件はあとに廻しま
して、去る二十六日予備審査のため内
閣から送付され、當委員會に付託せら
れました農業災害補償法の一部を改正
する法律案を議題に供します。

先ず政府から提案理由の説明をいた
します。

○政府委員(篠田弘作君) 農業災害補
償法の一部を改正する法律案につきま
して、その提案理由を御説明いたしま
す。

農業災害補償制度につきましては、
本制度実施五年の経験に徴しまして、
更に、農家負担の軽減、畜産共済制度
の改善、共済団体の性格に即した監督
の適正化等必要な改善を行い、制度の
円滑な運営を期するため、この法律案
を提案する次第であります。

御説明いたします。第一は、共済掛金
の農家負担の軽減及び災害の危険度
に応じた共済金額の個別化であります。
農作物共済の共済掛金の負担につきま
しては、従来通常共済掛金標準率が全
國を通じて最低となる県の通常共済掛
金標準率部分を全國共通に全額農家負
担としておりましたが、全般的に農家
負担を軽減するために、通常共済掛金
標準率のうち安全割増率を差引いた率
のうちの部分を新たに國庫負担とするこ
といたしました。なお、その結果従
来の方法によりますと、被害の程度の
低い地域の國庫負担割合が少かつたの
でありましたが、これらの地域につい
ても國庫負担の割合の合理化が期せられ
ることになりました。又畜産共済の共
済掛金の負担につきましては、國庫と
農家の負担を合理的にするために、
農作物共済の負担方法の改善と並行し
て、これと同様の負担方法とすること
といたしました。更に共済金額の個別
化につきましては、被害の危険階級ご
とに或る程度の幅を設けてその範囲内
で共済金額を選び得るよう改正をい
たしました。

第二は、畜産共済制度の改善であり
ます。畜産共済におきましては、現行
法によりますと、共済事故による減収
が組合員の平均収量の四割以上の場
合に共済金を支払ふこととしておるの
であります。農業災害補償法の目的
を十分に達成するために三割乃至四割
の減収の場合にも共済金を支払ふこと
といたしました。又畜産共済は、現行
法では全畜期を通じて保険の建前とな
つております関係上、共済掛金率は、
春畜産も夏秋畜産も同率で、このため
春畜産については掛金が割高、夏秋畜
産については割安という不合理があ
り、又最終畜期の収量が完了いたしま
せんとも再保険金の額が決定しないた
め、共済金の支払が遅れるという支障
がありましたので、これを畜期別保険
の建前に改め、春畜産と夏秋畜産の被
害の実態に応じて掛金率を個別化した
しますとともに、再保険金の額を畜期
別に決定することにより共済金の支払
の円滑を図ることとしたのでありま
す。なお、これらは従来から検討を進めて参
つた問題でありましたが、畜産共済の料
率改訂期となつております本年からこ
れを実施し、本年の春畜産に遡つてこ
れを適用することとしたのでありま
す。

第三に、共済団体の運営につきまし
て、農業災害補償制度の一環としての
特殊な性格に鑑みまして、公益的見地
からの適正な監督を行い得ることと
し、又役員責任を明確ならしめるこ
とといたしました。

以上がこの法律案の概要でございます。
す。なお、今年産水稲及び陸稻につ
きましては、その引受の時期が迫り、こ
れが遅滞いたしますことは今後の制度
の運営に悪影響を残すこととなります
し、畜産及び麦につきましては、特に
今年四月から五月にかけての凍害対策
の重要な一環として改正された制度
により算出される再保険金の概算が
強く要望され、政府といたしましても
数字がまとまり次第速かにこれを実施
したいと考えておりますので、本法案
を緊急に提案した次第であります。か
ら、何とぞ慎重御審議の上速かに可決
あらんことをお願いする次第でありま
す。

○委員長(片柳眞吉君) 本法律案の審
議は後日に譲りまして、次に一昨二十
七日衆議院から提出せられ、本委員會
に付託せられました農業災害補償法の
臨時特例に関する法律案を議題に供し
ます。

先ず提案者の金子興重郎君から提案
理由の説明をお願いいたします。

○衆議院議員(金子興重郎君) 只今議
題と相成りました農業災害補償法の臨
時特例に関する法律案につきましてそ
の提案理由を御説明申し上げます。

農業災害補償制度につきましては、
昨年第十三国会以来その根本的改正が
論議されて来たのでありますが、前国
会において同法の一部改正法案が審議
未了となりましたため、制度上空白が
生じたところ、今回の凍害害を見
るに至つたのであります。そこでこの
制度の根本的改正に関する検討とは一
応切り離して、今回の凍害害対策の一環
として、直接関係ある昭和二十八年
度の畜産と麦につきまして、臨時特例
を設けて一刻も早く制度上の空白をう
め、対策の完璧を期そうとし、この法
律案を提出することとした次第であり
ます。

以下、この法律案の主要内容について御説明いたします。第一は、昭和二十八年産の蚕繭について、蚕期別保険の実施及び対象とする損害の範囲の拡張であります。蚕繭共済におきましては、現行法によりますと、共済事故による減収が組合員の年々収繭量の四割以上の場合に共済金を支払うこととしてあるものであります。農業災害補償法の目的を十分に達成するために三割乃至四割の減収の場合にも共済金を支払うこととしたしました。又蚕繭共済は、現行法では全蚕期を通じて保険の建前となつております関係上、共済掛金は春蚕繭も夏秋蚕繭も同率で、このため春蚕繭については掛金が割高で、夏秋蚕繭については割安という不合理があり、又最終蚕期の収繭が完了したしませんが再保険金の額が決定しないため、共済金の支払が遅れるという支障がありましたので、これを蚕期別保険の建前に改め、春蚕繭と夏秋蚕繭の被害の実態に応じて掛金を個別化いたしますとともに、再保険金の額を蚕期別に決定することにより共済金の支払の円滑を図ることにいたしました。

第二は、蚕繭共済の共済掛金の農家負担の軽減及び災害の危険度に応じた共済金額の個別化であります。蚕繭共済の共済掛金の負担につきましては、従来通常共済掛金標準率が全国を通じて最低となる県の通常共済掛金標準部分を全国共通に全額農家負担としておりましたが、それを通常共済掛金標準率を定めるため基礎とした平均被害率が全国を通じて最低となる都道府県の平均被害率の部分の三分の一を全国を通じて新たに国庫負担とすることとし、又従来は超異常という部分は事実上はなかつたのでありますが、新料率においてこの部分が出て来ましたので、この部分が全額国庫負担となり、異常部分を二分の一の国庫負担に改め、通常、異常、超異常の合計において農家負担の軽減を図ることとしたのであります。更に共済金額の個別化につきましては、被害の危険階級ごとに或る程度の幅を設けて、その範囲内で共済金額を選び得ることとすることができるよういたしました。

第三は、昭和二十八年産蚕繭の掛金の農家負担の軽減の問題であります。これは通常共済掛金標準率を定めるため基礎とした平均被害率が全国を通じて最低となる都道府県の平均被害率と、当該都道府県の通常共済掛金標準率との差に相当する部分は、従来全国を通じて共通に全額農家負担でありましたものを、この部分の二分の一は新たに国庫負担とすることとしたのであります。

以上がこの法律案の概要であります。今回の凍霜害対策としては不可欠緊急のものでありますから、慎重審議の上、速かに可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(片柳眞吉君) 只今から質疑に入ります。

○衆議院議員(金子興重郎君) お許しを得まして、これに附随して一言御報告申上げたいことがあるのでございまして、以上申上げました理由によつて、衆議院にいたしまして議員立法で取りあへず農業災害に関する臨時措置として取上げたのでございまして、その後この際凍霜害の対策につきましても、衆議院におきましては各党を超越いたしまして、各党の凍霜害対策委員

会の合同委員会を提唱いたしました。幸いにして各党とも意見の一致を見て、その後衆議院にいたしまして、予備金の中からどれだけ金を出すかという点と、それからもう一つには、この立法をいたしますことと、この二つの問題をきめまして、そして政府と折衝に当つたのであります。只今三十分ほど前に臨時措置をいたしまして予備金の中から五億八千万円の支出をしようというのを政府も了承しまして、早速衆議院各会派のいわゆる与野党の凍霜害対策委員の合同会議を開きまして、その結果を御報告をいたしました。ようなわけでございまして、これはこの法案と直接関係のありますことなので一応御報告申上げます。

○北勝太郎君 五億八千万円ですか。

○衆議院議員(金子興重郎君) 数字の問題は作業の結果、若干異動があるかも知れません。

○委員長(片柳眞吉君) それではこれから質疑に入ります。

○河野謙三君 過日の委員の打合会にちよつと私遅刻いたしましたので、統計調査部の報告等を詳細伺わなかつたのですが、今回のこの被害調査の基礎の数字は農林省の統計調査の数字と共済自体の調査の数字とどちらをとられたのですか。

○衆議院議員(金子興重郎君) これは取りあへずの数字は統計調査が基礎になつておると思ひます。そして今の御質問の要旨であります共済の数字と、それから又外農団体の農業委員会との数字が又別々にあるのですが、取りあへず予算折衝の基礎を立てるのには中間の立場にありまして統計のものを中心にしてまいと、大蔵省との

予算の折衝が付かないということで一応操作してあります。従つて今五億八千万というものを仮に大蔵省が呑んだといたしまして、これはこの基準を呑んだということなんでありまして、後に実数が出て参りますと、それによつて総額に異動があると思ひます。

○河野謙三君 そこで農林省に伺いたいのですが、取りあへず急を要するので統計調査の数字を便宜とつたという点なのか、将来とも従来の農業共済の被害調査の非常な弊害に鑑みて、今後とも被害調査についての数字は今後とも被害調査の数字を基礎にして運用して行くのか、これを一つお伺いいたします。

○政府委員(小倉武二君) 只今河野委員から御質問がございましたが、これは今回の霜害対策の融資とか、助成金の分配におきまして、主として統計調査部の数字を基礎にしたという御趣旨だということに拝聴いたしましたのであります。この補助対策の基礎となりましては、さうな都合で統計調査部の数字でございますが、農業保険、特に蚕繭につきましましては、直接統計調査部の数字を主要とするわけではございません。なぜかと申しますと、産繭共済は農家負担になつておるのです。一枚々々の畑の桑がどうであるかというところは、農家の春蚕なら春蚕の被害の基礎にはなつておりますが、農家全体としての春蚕の被害ということが保険の問題になるものでございまして、そこに直接結び付けるといふことはなかつておる状態です。勿論或る程度の推定ですが、大まかな批判の材料にはなりますけれども、根本的な、それを主として基礎にするわけ

には参らぬのであります。

○河野謙三君 これは今回提案された臨時措置について私は異論はないのですが、この機会にちよつと私は申し上げておきたいのですが、農業共済のいろいろ問題は、結局この被害調査が適正であるか否かというところに私はすべて出発していると思ふ。これは被害調査が適正でないんですよ。又適正を期する何ら手段が講じてないわけですから、せめて私は農林省自身が持つておる農業統計調査部の組織を動員して、これから得た数字というものが、せめて今の場合は一番私は適正であると思ふ。私はあえて農業共済の調査そのものを否定するわけじやありませんけれども、例えば各町村に被害調査の何か委員が委嘱してあります。これらに対しては一体実情はどうかというところは御承知だと思ひますが、これだけ面倒な被害調査を依頼して置く委員に手当そのものさへも殆んど出してない。従つて末端のほうの調査員は年に一回くらい全部飯でも食わせろ、その予算がない。要するに保険金を膨らまして、領収書だけ書かして、それだけ五万なり、十万なりの金を浮かして、年に一遍なり、二回なり飯を食う、こういう程度のことやつております。これは御承知のことと思ひます。そこらに問題が潜んでいるのであります。でありますから、これだけ莫大な国費を出して、如何に農民の立場に立つてもただ補助金を余計もらえればいいという、そんなことでは農民が承知しないと思ひます。だから私は少くとも信頼性の持てる統計調査部の数字そのものが即農業共済の被害調査の数字だということに現在の段階におい

て一番正しいと思います。これに對して小倉さんはどういうふうな見解を持っておられますか。今の末端の被害調査は全くためめです。私はよく言いますけれども、天然被害じゃない、人造被害です。これは現に刑事問題等が全国的に起つてゐる。農業共済として具体的には例を申上げてよいのです。今度は又臨時措置によつて補助金を更に殖してもらう、これは農民のために有難いのだが、それならそれだけに補助金を余計出してもらうだけに、やつぱり良心的な運営を期さなければいけないと思ひます。こういうことは統計調査じゃない。小倉さんの耳に入つていないかしら。私はそれを伺いたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) もう一つ霜害評価の適正を期さなければならん問題があるといふことは全く同感でございます。御趣旨全く同感でございます。現在そういうことでやつております。一つの実は制度があるのであります。一つは、農民に一つくらの組合を選びまして、霜害評価をいわば模範的にやらす。それに県の指導、連合会の指導を集中いたしまして、これを模範としてその他の町村に及ぼすといつたような恰好で霜害評価の基準組合といふものを置いて、若干の助成をいたしまして、実施をすでにいたしておられます。昨年から実施をいたしておるのであります。勿論一つの組合で以て万般を推し測るわけではありませんが、これはどうしても或る程度の損害のバランスという問題がありまして、一つの組合について適正に行へれば、

これは連合会乃至県庁あたりが査定をいたします場合に、或いは指導をいたします場合に、或いは指導をいたした場合には、そのうちから一つの基準になると、こういうことを考へておるわけでありまして。もう一つは、この統計調査部の被害調査との関係でございます。確かに今我々が入手し得るデータといつたしましては、一番信頼するに足るものではないかといふように考へております。そこでいろいろ工夫をいたしておるのでありますが、只今までのできますところは、県段階におきましての損害につきまして或る程度の被害調査が参照でき得る一つの有力な資料になり得ると、こういうふうな考へでおるのであります。収量調査においても、なか／＼制度といふことはむづかしいのでありますが、ましてこの被害につきましては、保険の場合でございます、何割以上の被害といふことが重要な問題になりまして、被害の多寡によつて共済金が違ふのであります。こういう精密な被害調査を必要とするのであります。そういう精密な被害調査について十分答へ得るだけの態勢になつておらないのであります。そこで私も統計調査部と話をいたしまして、一つの目標として現在考へておりますのは、現在県の段階でいたしておられますものを郡の段階でいたして、統計調査における被害調査を郡の段階で或る程度信頼し得るものにしてもらつて、それを郡の段階における共済のほうの霜害評価と或る程度マッチさせるという工夫はないものかといふことで、いろいろ研究をし、本年度の予算にもそういう意味で統計調査部の被害調査を充実する予算を要求したのであります。残念ながらこの間流

産いたしました予算にはまだ計上されておられませんでしたが、目標といたしましては、そういうことで努力して参つておるのであります。霜害評価を適正にしたいと、かように考へております。

○河野謙三君 まあこれだけの莫大な補助金を出して、而も被害調査そのものが極めて自信が持てないといふことは農林省自体も認めておられると思ひますが、こういうふうな薄弱な基礎の上にこういう莫大な補助金を出しておるといふような、こういう補助金といふものはほかにないと思ふのであります。それは議論になりますから別にいたしまして、農業共済の対象作物以外の果樹、園芸についての被害はどうかから出た数字を基礎にして今度は見舞金を計算されるか、それを一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 果樹、蔬菜等につきまして統計調査部で調査したのがございまして。これは勿論絶対正確であるといふものでは恐らくないと思ひますが、一応の予算要求の基礎は、米麦、お茶ともに果樹、蔬菜につきまして統計調査部の一応の資料が基礎としておられますから、それによつて計算いたしておるのであります。

○河野謙三君 そうしますと、果樹、園芸のほうの、即ち共済の対象にならん作物は止むを得ないから統計調査の調査数字そのものによつてやつて行くより仕方がない。これが最終のものでしよう。ところが共済の対象作物は統計調査の数字に更にもう一つ共済自体の調査の数字というものを加味して勘案して、そうしてこれをやる。そうすると両方の基礎数字が違つて来るわけ

です。条件が違ふのです。こういうことではないんですか。私はそれを伺いた。両方とも一本でなければいけません。それを一つ質問いたします。

○政府委員(小倉武一君) それはその調査の内容によるわけでございます。只今までの農業共済、特に米麦等につきましての損害といふものは、御承知の通り引受が一筆単位、一筆単位で積み上げた被害といふことになるわけでありまして。そういう趣旨の被害の調査といふものは統計調査部でも最近になりまして始めたわけでありまして、十分これは確信ある数字ではないわけでありまして、そこで私も同様にいたしましては農家別の被害も必要でございます。その下から積み上げた数字といふものを一応の基礎といたしまして、一応統計調査部から出ますところのマイナスだけの被害といふものを減らしまして、果により、郡により、おかしところがないか、こういうことを見付け出しまして、見付け出しますと、今度は逆に保険のほうの下に下りまして、組合の霜害評価のやり方についてもいろいろ資料がございまして、その資料をあらつて是正をさせる。こういうやり方をいたしておるわけでありまして。お話をいたしますと統計調査の資料が一元的に、或いは一次的にこれを使おうという建前にはできません。そういう方法に切替えるといふことも勿論十分考慮されるべきであります。そういう方法は最も有力な方法じゃないかと思ひますけれども、只今のところ制度が必ずしも統計調査の資料だけによつてよろしいという自信が実はないといふこと、もう一つは、調査の建前が農家単位の、

或いは一筆単位という建前と必ずしもしつくりと合わないわけでありまして。どこかずれてしまつておるわけでありまして。県の範囲ではやれるけれども、郡の範囲になると統計調査ではわからない、郡でわかつたものは村でわからない、村でわかつたものでは農家でわからないといふことはわからないといふふうになりまして、どこかに食い違ひが出て来るのでありますけれども、それをなるべく元のほうに戻して、下のほうに下げて適正な評価を期したい、こういうのが只今の方針であります。

○河野謙三君 私の伺つてゐるのは、要するに被害調査がその農業共済の対象作物と、それ以外の作物と別々のところから出た数字では私はいけなかつた、こういうことです。どうか例へば統計調査部の数字によつて一般作物もやると、共済のほうのあれもやる、こういうことならいいのですがね。先ほど申上げたように、農業共済の対象作物は、統計調査部の数字に農業共済の数字、これを両方加味してやる。一般作物のほうは農業共済のほうはもう関係ないので、統計調査部の数字一本で行く、こういうことになりまして、結果は違つて来ますが、もつと露骨に具体的に言へば、統計調査部の数字は辛いのです。農業共済の数字は甘いのです。ですから、この両方を勘案するといふことは統計調査の数字より幾らか膨らますといふことです。ところが農業共済の対象作物以外のほうは、統計調査の数字に農業共済の数字以外にはないのだから、これだけで行くといふことになる、一般作物のほうは辛いことになる。そこで甘い、辛い差別が出て来るといふことは私は不公平じ

やないかと思ひます。その他の点を農業共済の対象作物以外のものと公平な措置をとることについて何か御考慮があるかどうか。

○政府委員(小倉武一君) 御質問の趣旨がよくわからないのですが、このたびの霜害対策として考えておられます肥料の助成でありますとか、或いは入手でありますとか、或いは病害虫の防除といったような面につきましては、これは作物の如何にかかわらず、統計調査部の資料を元にして予算をやつておるわけでありまして、そこで作物によつて食ひ違ひはないのです。それから蚕繭にいたしましては、蚕繭に対する霜害対策をいたしましては、共済保険と別にいたしますれば、蚕繭に対する肥料代なり、或いはその他の融資の面も同じ基礎の上に立つて同じ統計調査部の資料で作成をいたしておるわけですから、併しこの共済の面になりまして、これは蚕繭と麦だけでございまして、共済になりまして、先ほど申し上げましたような事情で、統計調査部の資料一点張りではできない事情があるということを申し上げた次第でございます。

○河野鐵三君 大体わかつておるのですが、統計調査部の数字一本やりで私は何故いけないか、こう思うのです。それを一本でやり切れないところに、結果において不公正な問題が起つて来ると思ひます。それをあなたのほうの機関自体の統計調査については、信頼が持てない。これよりも共済の数字のほうが信頼が持てるという御自信があるならば、それでもいいのです。今の段階ではあなたの口から言うのは手前味噌に聞かれるから遠慮をされるようになるかも知れませんが、今の段階では統計調査部の数字が一番信頼性が持てると思ひます。これも絶対のものじやありません。絶対のものじやありませんけれども、とにかくこれは信頼が持てる数字だと思ひます。それならすべての場合にこの数字を引用して行つたらいいんじゃないかと、こう思ふのですが、それを私はあなたから聞き取りたいのですけれども、やはりどうも農業共済の数字だと多少その他のものを勘案しなければならぬというふうなことも言へる。それでは少し不公平な問題が起るんじゃないかというのを申し上げておるのです。併し今大体わかりましたから、ほかのあたの質問もあるでしょうから、この程度にとめておきます。

最後に、先ほど申し上げました被害調査について、調査員に対しての手当に對してもう少し、例えば農業共済の莫大な事務費の中から削つて、調査員の手当その他をもう少し殖して、そして年に一遍とか、二度とか、飲むとか、旅行するとかいうことをさせないで、堂々と手当を出して、調査員は調査員らしくやれるようなことを考えたいと思ひます。これを一つ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 只今では国庫の補助をいたしましては、調査手当というものはございせん。ここでお話のような無理なことをやつておる向きもありはしないかと実は心配しておりますが、そういうことになりませんように、調査員の手当を出します場合にも、農家に負担してもらつたり、或いは農家の負担に限度がございすれば、

勿論国の補助ということに持つて行きたいというふうに私は考えておりましたが、今年の予算でも成立はまだしておりませんが、多少のところは考えたいと思つておりましたのですが、手当てといったことについては実はやつておりません。百円、千円といった金でも相当の金額になるのです。統計調査員といつたものと同じような関係にありまして、入れますと、なか／＼むずかしいわけでありまして、ですから、御趣旨のようないふこともございまして、今後調査員の手当につきましては努力したいと思つております。

○北勝太郎君 この問題につきまして、私のところにもこの間からそういうことを言つて来ておるのであります。一年に数十日費やす。然るにただ一年の末に、任期の終りにですか、記念品といふようなものを、ほんの些細な物を贈つて参つておる。これは余りにも人間扱いしておらんじやないか。是非一つ適當な報酬を出して、そして確実な仕事ができるようにしたいといふ。人間並に扱つてもらいたいといふのであります。統計調査員だけこゝろいふ扱いといふ法はないだろうと、こういうことを言つて来ておるのであります。

○政府委員(小倉武一君) 今年には手当てといふほどのものは大蔵省が予算の際に実は認めなかつたのですが、折角調査のために廻つて頂くのでありますから、やめられるときに何か記念品とか、そういう程度のことはできるやうにしたいと思ひますから、そういう程度のもものは今度の本予算には上りはしないかと思つております。

○北勝太郎君 その統計調査員は単に

隠居さんがやるというのじやなくて、一番大事な一家の主人を動員しておるらしい。そこで自分が仕事ができないから日傭などを雇つてやらなければならぬ。全くその犠牲になつてしまつておる。それで今何とかが一つ、そういう余裕のある者がやるのじやなくて、実際の仕事に自分の家の仕事を投げうつてやるのだから、それに対する相當の報酬をもらいたいといふ、こゝろ言ふのは正當なことだと思ふのですが、一つ考え方を根本から變えて、人を使つたならば使つたに値するだけのものは一つ何とかして支払うやうにしたいといふ、こゝろいふわけでありまして。

○政府委員(小倉武一君) 只今の統計調査関係の報告をして頂くかた／＼につきましては、二十八年度の予算で従来の手当を相當増額するはずだと思つております。数字の点は忘れましたが、そういうことにいたしか大蔵省も了解してくれました。こゝろいふように多年努力して来たのであります。今回は多少増額になると思つております。

○北勝太郎君 法案そのものについて、別に質疑はありますが、私はこの際霜害対策について農林当局から伺つて見たいと思ふことがあるのであります。先日御説明によりまして、ほぼ同じような時期に福島県で晩霜の大きな被害があつたといふことであつたのであります。本年も又同じ地方において同じような被害を繰返したかどうかといふこと、この点をお調べになつたら一つ伺いたい。

○政府委員(寺内祥一君) お答えいたします。昨年ありましたのは主として東北の南の地方でございまして。今年もそこもやられておりますが、今年の被害はそれよりもつと南のほうの群馬、埼玉、茨城、東海方面というやうな一帯であります。これは今年のほうが霜が降りましたのが少し早いようございまして、むしろ南のほうの早く芽の出る地帯におきまして霜が降つたために……。

○北勝太郎君 その方面がやはりあるわけですね。續いてお伺ひいたしますが、霜害はこの間も御説明がありましたが、霜害はあらかじめ予知ができる。そしてこれに對する予防の方法も當然できて来るはずなのであります。福島県、或いはその方面の駐在員のかた／＼が、或いは指導員といふのですか、僕は名前をしつかり知らんのですが、そういうふうな人たちが、普及員といひますか、普及員ともう一つ上にあるのは何と言ひますか。

○政府委員(寺内祥一君) 大体郡単位に産業技術指導所といふものがございまして、その下に技術普及員といふものがございまして。そして今の霜害の場合のお話でございまして、大体今夜あたりは霜が降るぞという測候所の予報が指導所まで参るのです。従いまして普及員も大体わかるのです。これに對する措置が現在のところないのではありません。これは技術的に申し上げますと、試験場の検査等では成功いたしております。例えば霜の降るような晩に焚き火をいたしまして煙を出すとか、或いは覆いをかぶせるといふやうな小範圍のことではわかつておりますが、これを實際に大面積の農園でやるということが不可能でありますから、今夜は霜が降るぞといつても、この予防の措置がないやうな実情であります。

○北勝太郎君 その意見が、見解が違ふのです。大規模のもので十分できるんだ、これは一村、一郡全部共同して、そして火を焚く、煙を出すというこの方法でやるのです。私は北海道の寒いところにおりますから、しばしばこの体験があるのですが、ところが今度の霜害のことを聞いて、そういう予防があるにもかかわらず、一向やつた形跡がないとするならば、これはどうもその一つの職務の怠慢か何かのように私は思われてならない。北海道のような耕作面積の広いところでさえ実は予報がありますと必ず全村こぞつて、或いは全郡こぞつて、そして夜寝ずに付番をしておつて、焚き火をするときの合図をして焚き火をする。これが非常に効果があるのです。そこで大規模だからできないというとはならない。殊に北海道のような大面積でさえできるのですから、本土の地では非常に耕作面積が狭いから、もつと／＼稠密に焚き火をする場所をたくさんこしらえることができるのだ。そうすればこんな被害がないのであるが、こういう工合に思われるのでありますが、一向そういうことをやらずにいて、そしていろいろな人事を尽さずに、こういうような災害を起したということは、私はこれはどこに責任があるのかと言いたくない。現にまあ一小部分ですけれども、この間の御説では、平塚ではあれは試作場ですか、試験地か何かで「わら」の焚き火をして、一部分でさえ災害を逃れておるといふのです。ただ暖かい地方でやるのと、いま一つは余りにも時期はずれであつ

たためにこれができなかったものであります。注意が欠けたのではないかと。殊に私はこの頃北海道の新聞を見てびっくりしておるのですが、北海道の温床苗代、あれが被害をこうむつておる。非常に大きな被害をこうむつたといふことを書いておる。あれは障子を取つてそこに置いてあるのです。そういうような予報があり、注意があらさずれば、それはすぐかければいいんです。決して被害なんか起るはずがない。そういう予防を怠るとか、或いは指導を怠るといふようなことが大きな原因じゃないか、こういう工合に思うので、これもやつぱり私は政府の責任じゃないかと、こう思うのです。どういふお考えでありますか、伺つておきたい。

○政府委員(寺内祥一君) 只今のお話誠に御尤もであります。そういう予報がござりまするが、そういう焚き火をするとかいふ措置をとつたところもあるのではありません。ただ措置を一般的にやらないのは経済的な問題であります。この秋の早い霜については人手の関係とか、いろいろなものがございます。で、この前の打合せでもお話がございましたように、今回の霜害対策につきまして、そういう実際に措置をとつたようなところの実態を調査しております。どの程度にやればいいのかというのを調べて、それがわかりましたら、今度お知らせいたします。

○北勝太郎君 その点については、ほかも随分やつていて、もう成績がすつかりわかつてゐるはずですが、それを今頃から、試験、研究の新しい方法を生み出すといふことは別ですが、随時あなたのところではその点はやる。

或る時間が来て、そして又火を焚くといふときから煙をやる、これで効果を上げておる。そこでこういうことは今更僕に試験研究の新しい問題は別として、通常に我々がやつておる手段が使われていない。甚だこれは残念に思つておられます。やつたところの成績は果してどうなんですか。若しやつたところがあるとするならば、平塚の……。

○政府委員(寺内祥一君) 試験場で検査した結果の話でございますか。

○北勝太郎君 現にやつたところがあると言います。

○政府委員(寺内祥一君) それは細かい報告が居ておりません。只今資料を持合せておりませんので……。

○北勝太郎君 今年新聞で私も半信半疑に聞いておりましたが、何か冷害の年であらうというふうな予告ではなけれども、報道がされておつたのです。そこでこの晩霜についてもこういうことがあつたのだが、こういう年には、この秋の早い霜についてもこういうことが起るんじゃないかという心配さえ、杞憂かも知らんが持つておる。そこでそれに対してどういふ対策を立てるのか、それを一つ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(寺内祥一君) 晩霜が早く来るかどうかということについては……。

○北勝太郎君 晩霜はもう来ないと思ひますが、秋の早霜です。

○政府委員(寺内祥一君) 秋の早霜が来るかどうかの……。

○北勝太郎君 来るかどうかでもなく、来るかも知らんという、あれは杞憂かも知らんが持つてゐる。

○政府委員(寺内祥一君) 或いはそういう御趣旨のことがあるかも知れませんが、それに対しては只今申し上げましたように、只今のところは面積ではどういふ措置をせよと確信を以て指導するだけの、私は率直に申し上げます。先ほど申し上げましたような予算がとれますれば、それによつて至急早霜の対策を考えたいと思つております。

○北勝太郎君 そこで僕は不思議でしようがない。北海道ではもうすでに何回もこちらへ報告が来ておると思うのです。寒いところですから、年々そういうふうな心配があつて、よくやつておる。これは本当に成績を上げておる。そういうことを一つ今から試験研究するのではなくて、通常用いておるところだけは、少くともこの秋の問題についてそういう指導をして頂かなきゃいかん。こんなに多く損害が出たから補償せよというふうな問題は、これは不誠意だと思ひます。霜が予報されるのでありますから、霜が予報されるというこの前提のもとにやつてもらわんと、農林省では予報がきんものだという前提をおかんで、現に平塚でやられた試験研究、そこではほんの僅かのところではあるけれども、もつと実績成績が挙つておるといふのでありますから、そこで全村或いは全郡こぞつてやれば必ず成績が上がるはずで、本当に煙幕を張られまして、輻射熱を防ぐことをやつておる。どうか一つ被害があつてからの問題でなくて、被害のないうちに速かにそういうような指導をして頂くことが必要でないかと、こう思うのです。

○委員長(片柳實吉君) 審議の途中であります。農林大臣がお見えになりましたので、御挨拶をお願いいたします。

○農務大臣(内田信也君) 簡単に御挨拶を申し上げます。

私は曾つて農務大臣を務めましたけれども、当時は御承知の通り戦争中でありまして、敵機がまさに東部に侵入せんとする際でありましたからして、いわゆる火事場の馬鹿力というわけでも、本当に戦場の騒ぎでございましたので、長い先々のことを考えるよりか、目先、今日、明日の食糧をどうするかというところに苦心いたしましたので、いわば腹を減らすというふうなわけで、その腹減を工夫する次第でありましたが、今日は漸く国内が平穏になり、国家永遠の策を講ずる時に相成りまして、殊になお食糧が二千万石も不足して、これを海外に仰いでゐる。海外において若しも日本へ米を出さんというふうなことがあつたならば、その日から千乾しになるというふうな不安の状態にいつまでも置かれたいは参りませんからして、農林行政というものが最も重要な部門と私は痛感しております。次第でございますが、因らざるその重要なポストに私が就任いたしましたので、みづから顧みて、私の前の経験はいわゆる非常時の経験であつて、平時の経験ではないのだから、思いを新たにしまして皆様の御協力によつて国家百年の大計を立てなければならぬと痛感しております次第でございます。皆様の今後各党各派相寄つて、御鞭撻、御指導あらんことを願つて、御挨拶に代る次第でございます。お邪魔いたしました。

○委員長(片柳實吉君) 審議の途中であります。農林大臣がお見えになりましたので、御挨拶をお願いいたします。

○鈴木福平君 只今本會議におきまして凍霜害に対する緊急質問に対して農林大臣からお答えがあつたように聞いております。委員会が執行しておつたので本會議の模様がわかりませんので、この際大臣から、その質問にお答えした内容をここで繰返して頂きたい。

○國務大臣(内田信也君) 実は率直に、私は一体どうも世間から明けつ放し、明けつ放しと言われるくらい少し明けつ放し過ぎるのでございますが、その中において、今朝ほど話がありまして、小笠原大蔵大臣と私の間で話のやり取りが、数字についてのやり取りがあつたのでありますが、結論にはまだ達しなかつたのでございます。それと申しますのが、ただ数字だけでは困る、項目については私はやはり農林省の側でございまして、項目に重きを置く、片方はただ金額でつかんで来る、こういうので少しやり取りがあつた。まだきまらないままに私はこの議場に臨んだのでございます。そこで緊急質問がございましたから、見通しを言えというお話でございましたが、もう近々、本日の近々、私の言うのは今日という今日の晩までにはきまると、こういう考えであつたものでございまして、本日の近々にきまるのであつたからして、何も今見通しを言えといつて、そして「た」を起して、折角きまるものをきまらぬようにしては却つて農民諸君に相済みんからして、今日只今見通しを言ふ必要はないが、近々に決定いたしますからということをお申上げたのでございます。ところが、愛知大蔵次官が、私のあとを次いで登壇いたしました、それは金額五

億八千万円で、農林省と各派、大蔵省の間に漸く今妥結したところだという話でございました。私はそれは仕方がないのでございます。私が本議場に入つてから、たゞ五億八千万円に妥結したというだけのことでございまして、むしろ政務次官のほうに詳しいことと存する次第でございまして、ただその説明だけでございまして、私はその中に幾ら出資額が入つてゐるのか、幾ら補助と補助が入つてゐるのかということ、その辺は私は少しも出資のほうを減らして補助、補助のほうをよくしようという農林側の立場に立つて私はやるものでございまして、数字だけにとらわれたいところを、片方は数字だけで来るというところで私が非常にリミットの答弁をして何も申上げなかつたわけでございますが、すでに五億八千万円というところで妥結したといふのでございまして、農林省としても相當の合理的の立場に立つて妥協したものと申します。五億八千万円が妥結線で昨晩からやつておつたような次第でございまして、以上御報告申し上げます。

○鈴木福平君 先ほど本案提出者の金子代議士から、さうやうに五億八千万円については内定したようなお話を委員会にお漏らしがあつたと思ふのですが、さうやうなことが本會議において大臣の答弁が十分でなかつたために、大臣がその立場において困つたと思ふのですが、農林当局においてはさうやうな折衝はどなたがやつておられるのですか、大臣にお尋ねしたいと思ふのです。

○國務大臣(内田信也君) 只今報告に接しましたが、私も只今申上げた通り、大蔵大臣と多少閣議において意見を異にして、一つなお考え直して欲しいというのでわかれまして、ところが、私は参議院の本議場に入つてゐる間に各党代表と小笠原大蔵大臣と話した結果、やはり五億八千万円の六派の主張を小笠原大蔵大臣も承認したさうでございまして、右報告がありましたからお伝えいたします。ちよつと私急ぎますので、御了承頂きます。

○鈴木福平君 本案についての見通しですが、どのくらい質疑しまして、どのくらいに上げるようなお考えでございましてか。

○委員(片柳真吉君) これはまだ実は理事会を開いておりませんが、衆議院のほうの御意向を聞きまして、今回の休会に入る前に通して頂きたいという希望でありまして、参議院の本會議が明日ありますか、或いは明後日になりますか、まだきまつておりませんやうであります、これはあとで理事会を開きまして御相談をいたしたいと思つておりますが、一応明日本會議があるものと前提して審議をやつて行きたいと思つておりますが、更にこれは理事会で御相談をいたしたいと思ひます。

○鈴木福平君 大体今日中に上げるわけですね。

○委員(片柳真吉君) できればと私は考えております。

○鈴木福平君 そうですか。委員長から皆さんに相談して下さい。

○委員(片柳真吉君) それでは只今の点はなお理事会を開きまして御相談をいたしたいと思つておりますが、質疑はなおあると思ひますが、午後に譲りまして、この際お諮りをいたしたいのは、一昨日の打合会で今回の凍霜害対策につきましてもいろいろ御意見が出たわけでありまして、そこで参議院の農林委員会といたしまして、文書を以て政府に申入をするかどうかの問題を御相談をして頂きたいと思ひます。実は今の大臣の報告では大体問題が片付いてしまつておるやうなもので、証文の出し遅れの感がありますが、如何いたしましてよろうか。

○河野謙三君 それはいいのですが、五億八千万円の内容を一つ午後の委員会で説明してもらいたいと思ひます。

○農林院議員(金子與重郎君) これは数字じやありませんけれども、便宜上の話であります、私が衆議院の各会派の対策委員の合同でこの問題を進めることを提唱いたしました、その方針によりまして今日まで参つていたのでありますが、これから出すことはどうかと思ひますが、ここに持つておりますから、一部置いて参りますから御検討願ひたいと思ひます。

○委員(片柳真吉君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(片柳真吉君) 速記を始め、それでは休憩をいたしまして、午後一時半から再開いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時五十分開会

○委員(片柳真吉君) 只今から委員会を再開いたします。質疑に入りまして前にお諮りいたしましたのであります、理事の長谷山行蔵君が委員を辞任せられ、理事が一名欠員になつております。その補充互選の件であります。

が、前回の例もありますので、成規の手続を省略いたしました、委員長から御指名いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶものあり〕

○委員(片柳真吉君) 御異議ないと認めまして指名をいたします。森田豊壽君に理事をお願いいたします。

○委員(片柳真吉君) 続きまして農業災害補償法の臨時特例に関する法律案につきまして質疑を続行いたします。私から政府の側をお願いいたしますが、政府提案の農業災害補償法の一部を改正する法律案と、只今質疑中の農業災害補償法の臨時特例に関する法律案の内容の相違と言ひます、案と、案とが臨時特例の法律案でありまして、内容は大体同じであるかどうか、それを一つ説明をお願いしたいと思います。もう一つは、この法案の実施に關しての予算關係がどうなつておりますか、併せて御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(小倉武一君) 政府提案の農業災害補償法の一部を改正する法律案と、衆議院のほうから提案せられた農業災害補償法の臨時特例に関する法律案との違いの点でございまして、字句の点を申し上げます、第一点は、この臨時特例の第二条第一号の点でございまして、これに相當するものが政府案におきましては一頁の中ほどに一つ書いてございまして、そのうち文句の違つておる点がございまして、読みあげて見ます、臨時特例におきましては、「当該共済目的に係る農業災害補償法第七條第四項第一号の通常共済掛金標準率を定めるため基礎とした平均被害率が全都道府県を通じて

最低となる都道府県のその平均被害率」に、括弧略しまして、「の三分の一」、
「この三分の一」に、この点が多少表
現が違つておりました、違つてい
る分だけを申し上げますと、「同号の
規定により加えられた安全割増率に相
当する部分を除いて得た率が全都道
府県を通じて最低となる都道府県のそ
の除いて得た率」、括弧略しまして、
「の三分の一」、これは表現がちよつと
違つておるのでありますが、意味が全
く同一であると理解をいたしておきま
す。なぜ議員提案のほうでお変えにな
つたかを申し上げますと、推測いたし
ますに、政府提案におきます安全割
増率とあります言葉が熟してないとい
申しますか、法案に現れておきま
せんので、この法律に現れる限り余り
現れておきませんので、それを省略
いたしまして、政府提案におきま
しては安全割増率という言葉を使わ
ないで表現するということでありま
す。そこでこの通常共済掛金標準率でござ
います、これはその府県の被害率
に安全割増を加えたものであります。
ところが安全割増の部分につきまして
は、それは二分の一が農家負担、二分
の一は国庫負担と、こういうふうにい
たしたわけでありまして、それを除
く必要があるものであります。この表現
の仕方が議員提案におきましては、こ
の「標準率を定めるため基礎とした平
均被害率」、こういう言葉で、この平
均被害率にはまだ安全割増分は加わつ
ておりませんので、意味が全く同一意
味に存しておるのであります。

が「の下に」「主務大臣の承認を受け
て、」、こういうふうな「承認を受け
て、」という言葉がござります。この
点につきましては、議員提案のほうに
は「主務大臣の承認を受けて」とい
うことがないのであります。議員提案の
法案におきましては、百七条の改正の
規定がございせんので、この点はな
いのであります、なお「主務大臣の
承認を受けて、」ということとは、こ
の場合特に霜害対策というふうな考
え、関係がございせんので、この点
は落しておるのであります。法文で違
つておるのはかような点でありま
す、もつと根本的に違つておきま
す、政府提案におきましては、これは恒
久制度、恒久制度という言葉をあり
ますが、臨時立法でなくできてお
りまして、従つて水稲、陸稲が入つてお
るのであります、議員提案のほうで
は水稲、陸稲を除き、而も一年と申
しますか、一年限りの臨時立法とい
うことになつておるのであります。

別会計のほうに概算に支障のないよ
うに措置をいたしておきます。
○河野謙三君 先ほど政府から五億八
千万円の金額がきまつた、こういう
ことでしたが、これは被害調査は最終
的被害調査の数字がまゝとつて、そ
うしてその結果政府との折衝の結果五
億八千万円ということに落着いたの
か。先ず取りあへず手許に集まつた被
害調査によつて要求した額に對して五
億八千万円、従つてその場合には六月
の暫定予算にも追加されるのですか。
又七月に追加されると、こういうこと
があり得るのですか。それともそれは
最終的被害調査の折衝に基いて最終
の五億八千万円、従つて五億八千万
円というものは最終的のものでござ
います。

○政府委員(小倉武一君) 霜害対策の
予算の關係でございまして、私直接
担当しておる責任者でございませ
んので、ちよつとそこ微妙でござい
ます、政務次官乃至官房長から一つ
答弁するほうが適切だと思ひます。
○河野謙三君 このことだけはお答
えできると思ふのですが、被害調査の最
終的な数字がもう集まつたのですか。
それともまだ被害調査の途中であつ
て、取りあへず手許に集まつた数字に
よつて今折衝された、こういうこと
ですか。

○政府委員(小倉武一君) このたびの
霜害につきましては政府の施策の基礎に
なりましては五月上旬までの、五月
上旬と具体的に申しますと、五月三日
と思ひますが、それまでの被害を集
計したものであります。勿論急いでや
つたものですから、絶対正確とは主張
しがたいと思ひますが、一応それま
でに判明した被害は網羅している。こ
ういふふうな考へております。

○河野謙三君 そうしますと、その言
葉の裏を推測するに、被害調査はまだ
十分最終的なもので集まつていな
い、従つてもつと数字は膨らんで来
る、それであれば、同時に六月の暫定
予算においても更に追加して予算をも
らなければいかん、こういうこと
になるのですか。

○政府委員(小倉武一君) 五月三日現
在までの被害について一応把握したも
のが、その後精密な調査によりまして
相当開きがある。従いまして今回この
たび支出予定になりました予算額では
考えられないといつた事態になりま
す。御説のような措置を感ぜらるゝ
ければならぬうちに存じます。ただそ
の多少のことではあります、それだけ
の被害調査に、これまで基礎にしまし
た被害調査、どの程度違つて来るかとい
うことにかかわるのではないと思ひ
ます。

○河野謙三君 私は今農林省の手許に
集まつた数字以上に被害の実績とい
うものは大きなものが出て来ると思
ひます。従つて六月にも当然追加して私
は予算はもたなければいかんと思ひ
ます。それらについては、この際局長のほう
で、大臣なり、政務次官のほうの意見
を聞いてくれ、ということですが、私
は問題は今日少くともこの席で、六
月には一回追加されるのか、されな
いのか、ということをはつきりこの問題
をきめておかなければ、この審議を続
けることはできないと思ひますが、た
だ五億八千万円ですべて解決された
と、こういうものではないと思ひます。

○佐藤清一郎君 最終段階の被害調査
ができておるようでありまして、これ
はできないのが当り前、殊に麦のよ
うなものにつきましては、時を経るに
従つてその被害がかなり大きくなり
つてくる、そういうことを我々現認せざる
を得ない。そういうような点から見
ても、衆議院の農林委員会が決定を見
たあの損害高だけでは到底賄ひ切れ
ないと思ひます。是非ともその
農林省におきまして、是非ともその
實際被害の実績を速かに把握して、そ
うして六月分におきまして、かよう
な同じ要領によつて農家の損害を助成
をしてやるという方法をとつて頂き
たいと思ひます。

○委員(片柳眞吉君) 只今政務次官
と官房長に連絡してありますから間も
なく見えます。

○佐藤清一郎君 特にこの際私は申上
げたいのは、この統計事務所が調査し
た資料は元來が抽出調査であつて、而
も或る程度の意欲を持つて調査して
おることは隠れもない事実であります。
こういうふうなデータにのみ依存し
て、いわゆる農家の損害を助成する
といふことは農家の希望に副わない
点が多分にあるわけでありまして、い
わゆる共済組合の損害評価員といふものはこ
れは一筆調査をしておるのであります。

○委員(片柳眞吉君) 至急やらせま
す。

○佐藤清一郎君 最終段階の被害調査
ができておるようでありまして、これ
はできないのが当り前、殊に麦のよ
うなものにつきましては、時を経るに
従つてその被害がかなり大きくなり
つてくる、そういうことを我々現認せざる
を得ない。そういうような点から見
ても、衆議院の農林委員会が決定を見
たあの損害高だけでは到底賄ひ切れ
ないと思ひます。是非ともその
農林省におきまして、是非ともその
實際被害の実績を速かに把握して、そ
うして六月分におきまして、かよう
な同じ要領によつて農家の損害を助成
をしてやるという方法をとつて頂き
たいと思ひます。

○委員(片柳眞吉君) 只今政務次官
と官房長に連絡してありますから間も
なく見えます。

○佐藤清一郎君 特にこの際私は申上
げたいのは、この統計事務所が調査し
た資料は元來が抽出調査であつて、而
も或る程度の意欲を持つて調査して
おることは隠れもない事実であります。
こういうふうなデータにのみ依存し
て、いわゆる農家の損害を助成する
といふことは農家の希望に副わない
点が多分にあるわけでありまして、い
わゆる共済組合の損害評価員といふものはこ
れは一筆調査をしておるのであります。

して又そこにいわゆる統計事務所の調査と調査の方法が違つておられますから、若干の相違を来たすことはいたし方ありませんが、とかく政府の意図を受けて、できる限り金を出さないというふうな意図に基いたところの調査資料は私は非農民的である、こう考へるわけでありまして、十分に農民の意図に基いたところの調査資料によつて政府は助成して頂きたいと考へます。

午後二時二十四分速記中止

午後二時三十六分速記開始

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めさせていただきます。

官房長が見えましたから……。重ねて御質問でございますか。

○河野謙三君 いえ。

○委員長(片柳眞吉君) では官房長。

○政府委員(渡部伍良君) 遅れて恐縮であります。御質問の趣旨は、五月三日以後に凍霜害が起つたものに対してどういふ措置を講ずるか、という趣旨と承知しますが、それでよろしくございませうか。

○河野謙三君 五月三日以後の被害は勿論ですが五月三日までの被害でも完全な被害の調査が届かないんですよ、お手許に……。その後追加されて来る分も私はあると思うのです。それらもくめて、この五億八千万円というのは最終的な被害調査に基いた五億八千万円であれば、当然六月の暫定予算にもこれは追加されるべきである。又七月に追加されるべきである。こう思うのですが、そこらはどうかと……。

○政府委員(渡部伍良君) 当然被害は

更に精査して、そして現在の予算で足りなければ追加しなさいといふかん、こういう筋になります。

○河野謙三君 そうしますと、当然引き続き農林省としては六月以後、追加をすべく今折衝中、こういうことに解釈していいですか。

○政府委員(渡部伍良君) 只今のところ最終的な調査というのでありませんで、これは予算の技術上いろいろ含みの数字も出て来るのです。今度交付のときまでには全部きれいに精査しますから、そこで足りないような場合はその不足分に對して措置すると、こういうふうに考へております。

○河野謙三君 それじゃ、まあざつとばらんに言います。今度の五億八千万円というのは、たまたま政府の懐ろを覗いたら、四月、五月に予備費として七億ぐらいのものがある。だからそれに見合うような一つ数字をぶつつけて見た。その結果が五億八千万円だと、こういうことじゃないかと、私はそれを心配しております。そうすると、これは最終的なものになつてしまつて、六月以後は仮に被害調査の実績が追加されて来ても、これは大蔵省と折衝するに困難を来たすのじゃないかと、こういうふうに考へるので、我々はもうあつちや困るのです。当然被害調査の数字というものは確て来るのですから、そこで六月に紐が付いていなければいけません。そこらのことを聞きたくつたんです。ざつとばらんに一つお願いします。

○政府委員(渡部伍良君) まあざつとばらんに申上げますと、これは予算要求ではすみまいになりまますけれども、まあちよつと差障りがあるかも知れ

ませんけれども、とにかく相当安全性を見た数字でやつておりますから、毎年の予算の折衝で御承知のように、予算の要求がそのまま通らない場合を予想して或る程度の含みを持たしておきますから、今までの統計調査部等の調査で臨時県と折衝して再調するものはすゝるといふことでやつて来ておりますので、現在の数字はもう絶対に動かさないう、こういうことは勿論言えない。そうかと言つて、これを動かす数字が、一番大きいのが出ることも予想されない。一番大きいフアクターは麦のフアクターです。麦のものはこれは病虫害の防除費等で別途予算のほうにありまして、これはそのほうでは相当動いておるのではありません。そのほかの費目について大きい数字の変化はないものと承知しております。

○河野謙三君 そうしますと、大体思

つたり農林省の見解では余計もらつたから多少の数字が殖えても何とかこれで賄つて行けるだろう。従つてまあ六月のことまで心配しなくてもいいだろう。こういうことのように聞いたのですが、そこでちよつと手許に頂きますと、これに漏れてゐるものが大分あります。例えば蔬菜類が漏れております。

全然煙草が漏れております。こういう蔬菜のごとき、例えば「きゅうり」のようなのは地域的には非常な被害を受けております。こういうふうなものが全然これに載つておりませんが、こういうものはどのようになつておるか。これらのものの中にも含めて対策が打てるのですか。それをちよつと伺いたいのですが。

○政府委員(渡部伍良君) 蔬菜の問題であります。実はこの表は五派の会談でこれを計算すると、こういうふうなわけで早々のときやつたので、蔬菜のやつは一般農業資金ですね。農林省補助金、この中には当然入ると思ひますが、最初に農林省が種子代の補助として要求しておつたのが落ちておるのであります。これは今の農業資金で行きますか。この表の一番先にあります農林金融公庫への出資、それによる低利資金の融通をするというふうに入りますけれども、とにかくどこかへ入れてくれといふことで、今大蔵省に話しておるのではありません。まだ結論は出ておりません。

○河野謙三君 そうしますと、蔬菜の

分は融資の面だけに限られて、いわゆるこの補助金とか、助成とかいふ面は蔬菜のほうは今このところ考へておらんのですか。

○政府委員(渡部伍良君) この案では

落ちておるわけです。

○河野謙三君 この案には落ちておるけれども、実施する場合にはそれも含めて何か考へると、こういうことです。

○政府委員(渡部伍良君) 補助金として

は今このところ落ちておるのです。

○河野謙三君 それは非常に不公平なことであつて、これは早速私はもう一遍蔬菜栽培者なり、煙草の栽培者なり、こういう現実非常に被害を受けておる人については公平なる措置をとる意味において再検討をお願いしなればいかんと思ひますから、特に一つ希望として述べておきます。私ばかり登言しておるようですが、金子提案者もなか／＼見えないようでありますか

ら、恐らく提案者の意向といふものは、出席されておる官房長なり、経済局長なり、今又藤田政務次官がお見えになりましたから御存じと思ひます。が、一体政府提案が議員提案にすり替へられたいきさつはどういふことなのか。私は内容において大して違つたところもあるけれども、根本的に思想に大きな違いがあるように思ひますが、政府提案が議員提案にすり替へられたいきさつを一つ、まだ提案者の氣持を聞きたいと思つておるのではありませんか、政務次官一つお願いいたします。

○政府委員(藤田弘作君) すり替へら

れた氣持といふのは、これはすり替へたほうの人に聞かないとよくわからなうと思ひます。我々の解釈では、我々のほうはこの際この間の災害に對する補償、麦、桑に對する補償を成るべく早くすると同時に、水稻或いは陸稻の引受の時期も迫つておるので、それを一緒にやりたいといふ、できるだけ農民のために利益を図りたいといふ考へであつた。ところが主として共同提案にはなつておりますけれども、すり替へようといふ主張をしたほうはむしろ与党側でなく野党側であつた。そういう事実から見ても野党側は現在の緊急対策だけを先にやろうとしないか、あとの問題はよく研究してやつた方がいいやないかといふことは、勿論よく解釈すれば政府の出しておるものよりもつとよい方法が何かありやしないかといふことで、私は審議を延ばしてすり替へたものと、こういうふうに解釈しております。

○河野謙三君 提案者がおられま

せんから、これは政務次官に余り突込んだ

○政府委員(篠田弘作者) 河野君の言われるような、そういう考えを持つておられるかとも中にはあると思ひます。併し全部がそうかというとも、必ずしもそうでなくては、いろ／＼の考え方があつたのではないかと思ひますが、私の聞いたところによると、すり替へるという説明の中に野党の諸君と懇談をしたときの話合ひでは、陸稲或いは水稲についてはもう少し考えようじやないかということとは、もつといふ方法を考えようじやないか、こういうことであつて、そこであつたようなお考えの人も勿論あるであらうし、やがてそ

は、保険金制度は一時的なものでございませんし、又被害というものもいつ起きるかからんものでございしまするので、いつ如何なる被害が起きても、それはこういう制度で以て、こういうふうに対処するのだということが明らかになつていなければ私実は困ると思うのです。これは政府ばかりではなくて、その仕事をやつている共済団体、それから又個々の農家につきましても、これは同じだと思ふのであります。先ほど政務次官が言われましたように、麦、それから蚕繭はすでに始まつておりますので、水稻、陸稻等

れは当然この趣旨がやはり或る程度長期的に織込めるといふ前提でなければ、一年限りこうするが、二年目は又変えるといふことでは、これは保険制度が成り立たんといふ心配があるのでございまして、今回の特例法が成立しまして、その後の御審議は十分そういう点も織込んで御審議して頂きたい、かように希望を持つておるわけであります。

○鈴木彌平君 官房長にお尋ねします
が、先ほどの河野委員からの御質疑に
対してお話ございましたが、今度の
農林省が大蔵省に折衝しました額です

りましたが、そういうものも入れるし、或いは蚕種に対する資金融通、夏秋蚕の増産用の蚕種に対する資金融通等も考えまして、本日の五派と関係大臣、大蔵大臣との間の政治的折衝で五億八千九百万円ときまつたのであります。なおその内訳等につきましては、先ほど河野委員からお話がありましたように、種子代をどうするかとか、或いは肥料代の三分の一は国で持ち、三分の一は府県で持ち、残りの三分の一は農家で持つが、その農家で持つ分についての資金は、購入資金は一般の営農資金の流し方とは別に、その半額を

は農林省の折衝の方法でなくて、衆議院におきまする各党の委員による折衝なんです。農林省が折衝した金額なんです。これは将来の予算の関係、あるいはこれから増額を要求するに当つて考へ方があるからお尋ねしたいと思いますが、農林省の折衝した額であるのか、各党の議員団が大蔵省に折衝したものであるか。

○政府委員(橋田弘作君) 農林省で折衝した額は、先ほど官房長から申し上げました三億何千万円……。

○鈴木強平君 いや五億六千万円。政府委員(橋田弘作君) 五億六千万

円、その後この問題は五派で以ていろいろ会談をしておりましたが、どうしても事務的折衝ではうまく行かない面もありましたので、身内の災害対策委員会というものがあつて、一応それに五派会談で以てお任せを願つた。それによりまして委員長或いは被害各府県の代表者というふうなもので五億八千九百万円という数字を出しまして、そうして大蔵省と折衝、大蔵大臣と折衝いたしましたのでありますから、これはまあ原案と言いますか、五派会談によつて任された原案、各派が了承した原案、こういうふうな解釈しておるわけです。

○鈴木重平君 従つて農林省が要求した額より五派会談のほうが減つてゐるわけですね。

○政府委員(橋田弘作君) 殖えておるわけですね。

○鈴木重平君 いや減つておるのです。

○政府委員(橋田弘作君) 二千九百万円殖えた。

○鈴木重平君 併しそれは出資であつて、農林省が当時折衝した額は補助金であるから二千九百万円は出資なんです。田舎へ出資だから結局減つておるわけでしょう。

○政府委員(橋田弘作君) そういう解釈もある。

○鈴木重平君 減つておるといふことであれば、河野委員のように、これから折衝する余地もあるんじゃないか、残された問題については……減つてゐるんですか、殖えたんですか。どつちですか。

○政府委員(渡部伍良君) 補助の仕方問題でありまして、直接金を農家に補助として与えるか或いは間接的に農家を援助するかと、こういう援助の技術的な問題でありまして、考え方によりますれば、当初の案につきましても、五億六千万円を出したときには補助だけではない、もういつたものがあつたので、考え方によればその額は殖えて実質は多少減つた、こういうことも直接的にその農家の懐から言へば、そういうことも言えると思ひますが、まあ今度の何と申しますか、災害対策、官農継続の点から言へば、まあいろいろ議論があるところであります。長期資金の融通で賄つたほうがより合理的ではないかというふうなもの、成るべくそつちのほうにやつたらいのじやないかと、そういうふうな考えです。

○鈴木重平君 しつこく聞くようですが、今までは要求が三貫目であつた肥料を今度は七貫五百にした。従つて前の調査は杜撰であつて、かような被害に対しては、一反七貫五百かかるということは、この際農林省ははつきりと確認したわけですね。今後の問題に残りますので、はつきりしないとうまくないと思ひますが。

○政府委員(渡部伍良君) 肥料代を増額したことになつておりますが、被害の度合によつて今後の問題がきまるのじやないかと思ひますが、今度の被害の度合はまあ非常に大きいといふことで、当初からまあいろいろ……

○鈴木重平君 農民は実質は七貫も八貫もかかるのを、どうせ政府はくれないだらうと思つて三貫目出したと思ひます。飽くまでもこの七貫五百は、今後とも災害もあると思ひますので、農林当局はこの数字を頭において頂きたいと思ひます。

続いて一つお尋ねしたいんですが、先ほど大臣に御質問申し上げましたが、どういふわけか途中でお歸りになつたので、政務次官も見えておりましたのでお尋ねします。午前中に参議院では本会議におきまして凍結審判に對します緊急質問がございました。その緊急質問に對しまして大臣のお答えは、目下折衝中であるといふことであつて、而も委員会へ入つて行きますれば、金子代議士から、すでに内定しておつたといふことであつて非常に大臣は立場を失つておつたと思ひます。従つて多くの野次も出ておりました。仮に五派及び政府当局とも、農林、大蔵で決定したことを大臣が知らないでおるといふことを不思議に思ふのですが、どうした手違ひであるのか。殊にこの問題は重大であるため緊急質問も本会議に出ておると思ふのです。これについて官房長としてはどのようにお諮りになつたのか、今度又さうやうに大臣と事務当局は離れた折衝をしておられるのか、どうかはつきり御意見を伺いたい。

○政府委員(渡部伍良君) お話の通りでありまして、実は昨日からいろいろ大臣、政務次官、事務、それから関係各省の間で話が進んでおつたのであります。今朝の閣議では先ほど大臣が申し上げましたように、大蔵省から五億五百万円という案が出ておつたのであります。そこでまあ閣議のことを大臣から伺つたのを陳べることは少し出過ぎかも知れませんが、先ほど大臣がお話がありましたから申し上げますが、そのときには、こんなものじや駄目だといふことで、農林大臣は賛成されなかつたのであります。そこで大蔵大臣等とも御相談なさつて、十一時半から各派と

大蔵省との話が進められまして、そこで結局政治的にこの五億八千九百万円を決定したと、こういうふうになつたのであります。丁度大臣は、緊急質問のために出ておりましたし、大蔵政務次官がその会議の席上から来て、すぐ農林大臣に結果を御報告いたされなかつたので、喋られたのが真相であります。事務的に早々の際でありましたので、大臣が知らぬうちに大蔵省のほうからああいう発表をされて弱つたのであります。事務の手違ひは私どもの責任であります。結果的には御勘弁願ひするのじやないかと、こういうふうな考えです。

○鈴木重平君 どうも大蔵政務次官が農林大臣に話をして本会議で答えるといふのは筋違ひじやないかと思ひます。そして本会議におきます議員は農林大臣の言うことを皆信用してわかれております。かような事態を起して、官房長がただ事務的な過ちでは済まないと思ひますが、こういう重大な凍結審判の緊急質問に對して大臣がその真偽を知らずに答へをしておる。而も新任して今日新任の挨拶をこころするやうな大臣に、かような事務の連絡がないのは私は不思議に思ふのです。これについても少しあなたの心境を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(橋田弘作君) いろ／＼手違ひがあつたやうで誠に申訳ございませうが、この際私からお詫言いたしておきます。今官房長の説明の通り、閣議では決定をしないで交渉し続けるといふ段階で参議院の本会議に農林大臣が出たあとでござつて、そのあとの連

絡、発表の方法が非常にまずかつたといふことは当然これは認めなきやなりません。そこでこの点は大臣にも私から十分に今後注意をするようにお話ししたしておきますから、どうかその程度で御勘弁願ひしたいと思います。

○鈴木重平君 丁承しました。

○戸叶武君 私が本会議において緊急質問いたしましたときにも、結局予算の面における大蔵省との折衝が重要な問題であるから、それに対する大體の見通しを示してもらいたいと言つて、又農林大臣の答えというものが非常に曖昧模範たるものであつて、再質問をやつて、そのとき尋ねたのですが、とにかく一兩日待つてくれという形で答弁がなされず、質問が終つてもうすでにこの委員会が開かれておつたので、この委員会へ来ましたところから、この委員会ではすでに大蔵大臣から発表になつたといふやうな形で、今後もあることであつたやうですが、農林大臣と大蔵大臣の折衝の結果において最終的な結論が出たんでなくて、大蔵大臣の一方的な見解においてその発表がなされたと思へますが、それでよろしいのでしようか。

○政府委員(渡部伍良君) 先ほど申し上げましたように、午前中の閣議で大臣は大蔵省の要求案を原案に復活せよといふように入申であつたのであります。そこで大蔵省のほうとしましては、これは私の付度であります。農林大臣の要求通り呑んだのだからいいんじゃないかと、こういうふうなつもりで、戸叶先生その他議場の空気から見て大蔵省は早く発表したほうがいいといふことで発表したのでないかと思ひますが、

農林省側といはしましては、大蔵省の言分がありまされども、農林省側の要求しておつたのがその通りになつておりますので、結局農林大臣が苦しい立場に立たれたことは手違いで、甚だ残念であります。今後は十分気を付けて行きたい、こう思います。

○戸叶武君 形式的に主官大臣の責任をどうしようといつて私たちが追及しようとするのはありまされども、質問に対する農林大臣の今日の態度というものは、御病氣上りということだから御遠慮申上げましたが、非常に不満足だと思ひます。而も昨日は非公式な形ではありまされども、農林大臣の關係から質問の内容まで大体尋ねて来られたので、あらかじめそれに対するお話を私は病氣上りということとしておつたのでありますが、それに対してあつた、どの問題に對してもとかく不誠意といふか、答弁になつておらん。これは戦前のいわゆる政治家に對してはさういふことも許されるのでありましようが、今日における議會といふものは、もつと實際的に問題が論議され、一つの性格を持つて来たと思ひます。私はこれは農林大臣だけの責任でなくて、農林大臣を補佐するところのほかの人々が一体農林大臣に何故あつたのやうな古い政治家のやうな方の答弁をあえてさせて、大臣を侮辱させておくやうなことをするか。かういふことは私今後農林大臣に對して質問がでなくなつてと思ひます。而もこの問題に對してあえて私はやはり追及をいたさうと思ふのですけれども、さういふふざけた態度である。ほかから少くともばかにされるやうな形においてするならば、結局本會議における答弁において、農林大臣の答弁よりは、大蔵次官の答弁のほうが少くとももつと重要な答弁であつたり、而もこの大切な重点が六億圓を廻る問題に對して注目が注がれてゐるときに、農林大臣はばかんとおつて大蔵大臣から発表される。一体これは農林大臣と農林省の當局の皆方との協力關係がどの程度までできておるか疑いたくなりまします。その点を一つあとの参考にもなりますから御説明願ひます。

○政府委員(篠田弘作君) 戸叶委員の御質問であります。戸叶委員は農林大臣の答弁が不満足である、何かさういふ言ひに受取られたやうであります。私は現場におりましたやうなことから、どの程度の態度であつたかといふことはわかりませんけれども、農林大臣の性格から来たものであつても、必ずしも不満足な態度でやつておられたのではないといふふうに解釈するのであります。これは農林大臣に對しては、又改めて農林大臣から委員會へ出てもらひまして、釈明をさせてもらひと思ひますが、私は必ずしも不満足な態度で農林大臣が話したのではない。これは農林大臣の持つ一つの持味と申しますか、一つの性格の現われであるといふふうに考へております。

○戸叶武君 篠田君はあのときに議場におられなかつたので誤解してゐるやうであります。私は不満足であるといふのは形式的な態度や何じやないといふです。答弁の内容がなつておらんといふことを意味するのであります。あんな空演

な答弁は小学校における討論會だつてなされません。少くとも國會における權威を傷つけないといふのは、態度が不満足でなくて、まじめに政府なり野党なりがお互いに論議を重ねなければならぬといふことにおいて、今後大臣たるものが、速記録を見ればわかりますが、あのような空演の答弁で以て相動まるといふのならば大臣は無用だと思ふのです。これを誰か強力な人々が輔佐しなければ大臣として私たちはお相手できないと思ふのです。

○政府委員(篠田弘作君) 内容が非常に杜撰であつて戸叶君の御期待に副得なかつたといふことは、先ほど来丁度時間的にズレがあつた。片一方はただ閣議で以て決定線まで行かないやうに參議院の本會議に行つてしまつた。その後の交渉において大蔵次官の発表した案が主となつた、さういふ時間的なズレに主としてよるものであらうと思ひます。それは私も先ほど来その問題に認めて、すでにも陳謝してあるわけでありまします。今後農林大臣に對して信頼できるかできないかといふ問題につきましましては、これは我々が如何に陳弁をいたしたとしても、これはむしろあなたがお考えによるものであらうと思ひます。私は陳弁はいいたしません。さういふ意味合におきまして、先ほどとも鈴木委員に對して私から申上げた通り、時間的ズレといふものに原因が一つある。この救済の問題については御承知の通り五派が一致いたしました。農林大臣も真赤になつてやつた問題でありますから、五派の考へ方を農林大臣が実現するために一生懸命にやつておつたといふ誠意をお汲取り下さいまして、発表の手違ひにつ

いては先ほど申したやうに一応御勘弁を願ひたい。これだけを申上げて戸叶君の御了解を得ておきたいと思ひます。

○委員(片柳實吉君) どうですか、提案者が見えておられますか……。

○河野三三君 先ほどの質問を繰返しますが、政府提案を特に議員提案にすり替へて臨時措置として一年限りの改正案を出された。これにつきましましてのすり替へて議員提案とされた提案者の一つの考へ方を申しますか、このいきさつ、これらを一御説明願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(足鹿慶君) 衆議院の農林委員會の足鹿であります。中途からで余りよくわかりませんが、農業災害に對する臨時特例の議員提案の件について、我々の氣持を話せといふことであります。初め政府の氣持といたしましては、四項から成る災害補償法の改正案を第十五國會當時出されたものをそのまま御提案にならうといはした。衆議院の農林常任委員會にいたしましては、いろいろと理事會を開催願ひまして、この農業災害補償法の一部改正は、災害補償法が持つておるいろいろな不備な点或いは欠陥、又補償法の運営上から来る幾多の遺憾なる事実、さういふやうな点から考へて必ずしもこの問題をこの法案だけでは妥當と認めがたい、従つてこの一部改正法案を強いて政府が御提案にならうとするならば、衆議院の農林常任委員會として基本的な農業災害補償法に對する檢討を開始しなければならぬ。若しさういふ事態になるならば、改正の第三項にありました桑の被害に對し、或いは

あとで追加いたしました、麦の問題に對しましても凍害対策の一環として緊急に処理し、概算私を促進しなればならぬのに、これが遅延をする、その農家に及ぼす迷惑は極めて大きいのであるから、これのみを政府提案として他の事項とは切離して御提案になるやうに政府に勧告をいたしたのであります。ところが技術的に見ましても、なか／＼政府としては困難が伴う。又若干政府提案としては御自身の点についても欠くる点があつたやに私どもは推察いたしました。従つて委員會においては、理事會におきまして、私どもとしましては、さういふ事情であるならば、凍害対策は一刻もゆるがせにいたしたかねるものであるから、各党派の了解を得て、而も先週の日曜、土曜、五党派談を行つた際、附帯の申合せに基きまして、この第三項のみを他の条項とは切離して臨時特例として議員立法をやつたらどうかといふことを私提案をいたしましたところ、他の理事諸公におかれましては御同意を頂き、又全員の御同意を頂き、各党派とも御了解が付きましたので、全員の提出によりましてあの臨時特例を提出する、そして直ちに昨日の委員會でこれを可決いたしました。衆議院の本會議においても同日議決を見ておるやうな次第であります。さういふいきさつであります。

○河野三三君 いきさつはよくわかりましたが、さういふと、衆議院農林委員會としては、更に引続き現在あります農業共済制度そのものに對する根本的な改正意見と申しますか、根本的な違つた考へ方をもちになつて、これに對する処置は引続きおとりになる

と、こういうふうな考えであつて、取りあへず急ぐからまあ枝葉の問題であるけれども、今の農業共済そのものを利用してやつて行くよりしようがないというので、この措置をとられた、こういうふうな解釈するのですが。

○衆議院議員(足鹿慶君) 大体そういう気持ちのようであります。で、大体昨日の委員会の散会後に各党の人たちと打合せをしましたところによれば、他の残された条項等についての、政府が一部改正法律案を御提案になるならば、慎重審議、根本的な検討をやる。これには時間を惜しまずに十分検討を加えようではないか。一部においては根本的な改正を試みるべきという意見もあります。これは別に公式の会議ではございませぬが、非公式の個人の意見等を見まして、別個な災害補償法というものは美態に十分マッチしないから、別個な災害の国家補償というふうな方向をとるべきではないかというふうな御意向の向きもあるようであります。併しいずれにいたしましても、ただ単にこれを災害補償法をやめて他に別な対策を持たないで行くというわけにもなりません。これは重大な問題でありますので、河野さんも前の前には私どもと一緒に衆議院の農林常任委員会がこの問題を御検討願つたわけでありまして、我々の気持ちとしては、この法案を全廃して別途の措置を講ずるかというふうなまだはつきりとした方向は出ておりませんが、いずれにせよ、この問題については根本的な検討を試みなければならぬというふうな大体皆さんがお考えになつておるようでございます。

○河野三三 くだいようですが、従つてその根本的な問題になるか、それともつと大きな改正になるか、これは今国会中にやろうというふうなことが提案者各位の一致した御意見である、こういうふうな解釈してよろしいのですか。

○衆議院議員(足鹿慶君) そうでございます。若し私の答弁で誤まりがあつたり、又足りない点がありまして、他の衆議院の常任委員、委員長がお見えになつておりますし、又答弁があらうと思ひます。どうします。

○河野三三 これは衆議院の農林委員長なり、この法案の提案者に聞くべき筋ではないかと思ひますけれども、折角出席になつたから併せて一つ伺いたいと思ひますが、今度のこの被害調査は、先ほどの本委員会でもいろいろ論議したのですが、時間的に被害調査というのは非常に無理があるわけですから、従つて被害調査の最終の数字というのは出ていないと思ひます。今後実際の被害調査の数字というのは追加されて来ると思ひます。ところがここの五億八千何がしのものがきまつた。ところがその後追加されて来るという場合には、六月の暫定予算に当然やほり予算というものを追加要求すべき事態が起つて来ると思ひます。これらに對しな御議論がありましたか、伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(足鹿慶君) 衆議院の農林常任委員会は昨日、今河野委員が御指摘になつたような点も触れまして、篠田さんがお出でになりました、いろいろと私どもお尋ねを申し上げたのです。今日五億八千万ときまつたそう

でありましたが、昨日のところでは五億六千万だつた。それは飽くまでも四月、五月の予備金から出して行くというところでございまして、併し被害の範囲は必ずしも現状にとどまらない。だんだん拡大しつと深刻になつて行く。そうした場合には当然六月以降の、六月の暫定予算又は七月以降の総合予算のほうに国家の助成に伴う財政措置が講じられなければならないことは特に政務次官にもお尋ねを申し上げて、これについては若しそういうような事態が出て来るならば、政府としては別途に考えなければならぬであらうという意味の御答弁も私承つております。

○河野三三 それは出て来ればというのじやなくて、現に出て来ているのじやないですか。私はそう思ひますが、そのところはちよつと政務次官から……

○政府委員(篠田弘作君) 只今河野君のすでに出て来るといふお話であります。作物の種類によつてはまだ出ないものがあるわけですが、例えば粟とか、茶はすぐ出て来ますけれども、麦のようなものはその結果が徐々に出て来る、こういう関係上、今すぐ出ない、或いは刈入をしてみないとわからぬというふうな場合もあり得るわけですが、そういう意味合において出て来ればという言葉を使つたわけでございます。それから被害の調査は、大体これは被害でありますから、被害者のほうから非常に深刻に感じておるわけですが、そこで町村にいたしまして、府県にいたしまして、或いは農業協同組合にいたしまして、私埼玉県被害地を視察に行きました、もう各個人、農家が何十年来といふ被害に驚きまし

て、自分の畑や何かをすつと廻つて、比較的早く被害者のほうで被害調査をしたわけですが、但しこの被害調査の何と言ひますか、被害といつても数字に出て来る被害ではありせんから、感じ方であります。その程度の差といふものは後ほど数字は出て来るかも知れませんが、少くとも自分の畑や作物の被害といふものについては耕作者が一番真剣にこれを研究して、その被害を集めたものが府県なり、或いは又農林省の統計になつて現われて来ておるわけでありまして、私が今申しました妻のような、そういう被害の現われ方が徐々に現われて来るもの以外、少くとも完全とは行かないまでも、大体耕作者そのものからの報告によつて出てくる、こういうふうな解釈したわけですが、そこで作物の種類によつて徐々に出て来るようなものが又のちに現われた場合には、当然これに準じて処置すべきものである、こういうふうに考えます。

○委員(片柳眞吉君) 他に御発言もないようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。

○鈴木強平君 この養蚕の収入が農家の収入の中で何%占めておるか、恐らく養蚕家も大小ございまして、その占める率ですね。今回四割を三割に減らした、一割しか減らしてないのです、養蚕も専門でやつてゐる養蚕家と、副業の小さい養蚕家とありますが、その差はどんなことになつておるのですか。

○説明員(安田善一郎君) ちよつと手許に正確な資料を持参して参りませんが、養蚕の収入は地区と規模、或いは農家の養蚕の規模によつて違ひますから、全農家についての全農業収入の中的全養蚕収入は五%前後かと思ひま

す。御必要ならばあとで又資料を提出いたします。

○鈴木強平君 平均して五%というのですか。

○説明員(安田善一郎君) 全農家の全農業収入の中的全養蚕収入の割合がございまして、それが春蚕と夏秋蚕と晩秋蚕と分れますから、春蚕はその養蚕の半分以上だと思ひます。

○鈴木強平君 私の尋ねてゐるのは農家収入のうち養蚕業が如何なる部分を占めておるか。恐らく大なるものは五%以上を占めておる、小なるものは五%以下であらう。全国平均の話ではこれは今度の共済関係では問題にならないと思ひます。農家の全収入の五%であつて、その五%の春蚕だけの今度の被害だということになれば、これは共済金の掛金というふうな立場から見たら大したことがないと思ひます。併しながら私の言うのは大中小と差があり、大きいのは五%乃至七%あるのではないかと。そうしますと、五%にいたしますれば、その三割として十何%ということになる。その十何%の三割は僅か三%にしか過ぎない。従つてこの補償問題に當つて今度の金額は四割を三割に下げたのは非常に結構だと思ひますが、その間の調整、言い換へますなら副業のうちの副業としての養蚕家の三割と、少くとも主事業ぐらゐに考へておる、言い換へれば群馬県或いは長野県、こういうふうな養蚕家の所では三割では非常にお気の毒だと思ひます。従つてそうした主事業にしてゐる養蚕家と副業との間の差が余りにあつておる。その間の調整はどのようにやつておられますか。今度の特例について……

○政府委員(小倉武一君) 養蚕の規模によりまして共済金額を變更するといふことは実はいたしておきません、グラム当りの共済金額をきめてございまして、その点は一率になつております。

○鈴木強平君 そうですと、主農家である例は群馬県のように、平均しますと群馬県では養蚕収入は全農家収入の三六%である、こういう場合の三割ではなかつて苦しい。併しなから僅か平均して五%ぐらいの養蚕家ならさほど苦にすることはない。従つてその補償の仕方ですが、三割ということに抑えるのはどうかと思ふ。いわゆる農家の収入の何%に当るかで抑えなければ補償の意味をなさない、こういうことになるんですが、それについては議員提出だから、あなたのほうはお答えする必要があると言へばいいのですが、併しなから災害補償法は政府提案にもあるわけですから、これはどういふふう調整をいたしますか、或いは調整はかまわないと言へばそれまでですが。

○説明員(安田善一郎君) 先ほど私が五%と申し上げましたのに関連して誤解を生じたかと思ひますので訂正いたします。養蚕農家は六百万戸のうち七十万戸ぐらいと思ひますが、養蚕農家だけに限らず見ますと、特に今度被害のありましたようなところでは養蚕収入が全農業経営収入の四割乃至六割を占めておられるところもあります。それが現金収入として約半分ぐらいを占めておるのであります。

○政府委員(橋田弘作君) 只今鈴木委員のお話であります、何か三割だけ補償するというふうに聞えるのですが、三割以上補償するので、被害が多ければ多いだけ、それだけ補償が行くわけですからいいじゃないかと思ひます。

○鈴木強平君 こちらの質問はそうじやないのです。三割で切つたから三割で切つたというのでなく、農家収入のせめて一割、二割になつた場合、それ以上で補償するといふのでない、三割で切つたのは副業の副業としておるところなら困らないが、主たる事業として養蚕をやつておるものでは非常な困難を生ずるから、その調整をどうするか、かまわず三割以上ということにしておるのかというのです。

○政府委員(小倉武一君) そういう調整は実はいたしておきません。おりませんが、御趣旨の点はわかるのでございまして、要するに共済制度の根本を考へれば農家所得を或る程度保証するといふことになれば、これは或る程度御趣旨のような議論が出て来るわけですが、併し現在の制度はいわゆる蚕繭、米麦といったような工合に作物別になつておりまして、そういう作物がどの程度農家の所得にウエートを置いておるかということについては、お話のよう調整は実はしておらないわけがあります。行く／＼は先ほど御議論が出ましたように、補償制度の根本的な改革といったような場合には、或いは農作物別ということをやめて、農家の所得全体をつかまえて、それをどうするといつたような問題も御議論としては出て来ると思ひます。現在の制度ではそこまで行つておりません。

○鈴木強平君 わかりました。

○委員長(片柳眞吉君) 他に御質疑ございせんか。それでは質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もないようでありますので討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。農業災害補償法の臨時特例に関する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御起立を願ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長の日頭報告の内容等事後の手續きは慣例によりまして委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないものと認めます。

次に本案を可とせられましたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

宮本 邦彦	白井 勇
小林 亦治	雨森 常夫
佐藤清一郎	関根 久藏
横川 信夫	上林 忠次
北 勝太郎	河野 謙三
河合 義一	戸叶 武
鈴木 一	鈴木 強平

○委員長(片柳眞吉君) それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十四分散会

五月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「農作物共済」の下に「及び養蚕共済」を加へ、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号中「全都道府県」の通常共済掛金標準率のうち最低のもの」を「最低率」に改め、同号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加へる。

一 当該共済目的に係る第七十七条第四項第一号の通常共済掛金標準率のうち同号の規定により加えられた安全割増率に相当する部分を除いて得た率が全都道府県を通じて最低となる全都道府県を除いて得た率(以下この項において「最低率」という。)

の三分の一

第十三条の二を削り、第十三条の三を第十三条の二とし、第十三条の四中「前二条」を「前条」に改め、同条を第十三条の三とする。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 行政庁は、前条第一項

の申請があつた場合において、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分又は違反せず、且つ、その事業が健全に行われ、公益に反しない認められるときは、設立の認可をしなければならぬ。

第二十六条第一項中「二箇月」を「二箇月」に改め、同条第二項の次に次の一項を加へる。

行政庁が第二十四条第二項の規定により報告書提出の要求を發したときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間は、これを第一項の期間に算入しない。

第三十二条に次の一項を加へる。

任期満了によつて退任した理事は、後任の理事が就任するまでは、なおその職務を行う。

第三十二条の次に次の一条を加へる。

第三十二条の二 役員は、法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款及び總會の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならぬ。

役員がその職務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

役員がその職務を行つたとき意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要事項につき、第四十条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

の申請があつた場合において、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分又は違反せず、且つ、その事業が健全に行われ、公益に反しない認められるときは、設立の認可をしなければならぬ。

第二十六条第一項中「二箇月」を「二箇月」に改め、同条第二項の次に次の一項を加へる。

行政庁が第二十四条第二項の規定により報告書提出の要求を發したときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間は、これを第一項の期間に算入しない。

第三十二条に次の一項を加へる。

任期満了によつて退任した理事は、後任の理事が就任するまでは、なおその職務を行う。

第三十二条の次に次の一条を加へる。

第三十二条の二 役員は、法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款及び總會の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならぬ。

役員がその職務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

役員がその職務を行つたとき意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要事項につき、第四十条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第五十九条第一項及び第七十五条中「第四項」を「第五項」に改める。
第八十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

農業共済団体が前項の命令に違反したときは、行政庁は、当該団体に對し、期間を指定して、その役員の一部又は一部の改選を命ずることができる。

農業共済団体が前項の命令に違反したときは、行政庁は、同項の命令に係る役員を解任することができる。

第八十四条第一項第二号中「共済目的 蚕繭」を「共済目的 春蚕繭及び夏秋蚕繭」に改める。

第六六条中「標準として」の下に「次条第三項の規定による危険階級別に」を加える。

第七七条第三項中「都道府県知事が」の下に「主務大臣の承認を受けて、」を加え、同条第四項第一号中「通常標準被害率を基礎として」を「通常標準被害率を基礎とし、必要安全割増率を加算して」に改める。

第九九条第二号中「百分の四十」を「百分の三十」に改める。

第一百十條第二号を次のように改める。

二 春蚕繭については桑の発芽期から春蚕期の収繭をするに至るまでの期間、夏秋蚕繭については桑の発芽期から最終蚕期の収繭をするに至るまでの期間、前項の議決については、第四十三条第二項の規定を準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の農業災害補償法第十二条第一項第一号及び第六六条の規定は、水稲、陸稻及び蚕繭については昭和二十八年産のものから、麦については昭和二十九年産のものから適用する。

3 改正後の農業災害補償法第十二条第一項第二号の規定は、昭和二十八年産の水稲、陸稻、麦及び蚕繭から適用する。

4 改正後の農業災害補償法第八十四条第一項第二号、第九九条第二号及び第一百十條第二号の規定は、昭和二十八年産の蚕繭から適用する。

5 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第三條中「（同法第十三条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を削り、第四條中「第十三条ノ四」を「第十三条ノ三」に改める。

五月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、農業災害補償法の臨時特例に関する法律案（衆）

農業災害補償法の臨時特例に関する法律案

農業災害補償法の臨時特例に関する法律

（目的）
第一条 この法律は、昭和二十八年産の麦及び蚕繭の共済に係る農業災害補償法（昭和二十二年法律第百

八十五号）の規定の適用に關し、特例を設けることを目的とする。

（蚕繭共済掛金の一部国庫負担）
第二条 農業災害補償法第十三条の二の規定により国庫が負担する金額を定める場合において、共済金額を共済目的の種類ごとに都道府県別に合計した金額に乘すべき率は、左の率を合計したものとす。

一 当該共済目的に係る農業災害補償法第七七条第四項第一号の通常共済掛金標準率を定めるため基礎とした平均被害率が全都道府県を通じて最低となる都道府県のその平均被害率（以下この項において「最低率」という）の三分の一

二 当該都道府県の当該共済目的に係る農業災害補償法第七七条第四項第一号に規定する通常共済掛金標準率から最低率を差し引いて得た率の二分の一

三 当該都道府県の当該共済目的に係る農業災害補償法第七七条第四項第二号に規定する異常共済掛金標準率の二分の一

四 当該都道府県の当該共済目的に係る農業災害補償法第七七条第四項第三号に規定する超異常共済掛金標準率

（共済責任期間）
第三条 蚕繭共済の共済責任期間は、春蚕繭については桑の発芽期から春蚕期の収繭をするに至るまでの期間、夏秋蚕繭については桑の発芽期から最終蚕期の収繭をするに至るまでの期間とする。

（麦の共済掛金の一部国庫負担）
第四条 農業災害補償法第十二条第

一項の規定により国庫が負担する金額を定める場合において、共済金額を都道府県別に合計した金額に乘すべき率は、麦については、左の率を合計したものとす。

一 麦の共済に係る農業災害補償法第七七条第四項第一号の通常共済掛金標準率を定めるため基礎とした平均被害率が全都道府県を通じて最低となる都道府県のその平均被害率を当該都道府県に係る農業災害補償法第七七条第四項第一号に規定する通常共済掛金標準率から差し引いて得た率の二分の一

二 当該都道府県の麦の共済に係る農業災害補償法第七七条第四項第二号に規定する異常共済掛金標準率の二分の一

三 当該都道府県の麦の共済に係る農業災害補償法第七七条第四項第三号に規定する超異常共済掛金標準率

（就替規定）
第五条 蚕繭についての農業災害補償法の適用については、第八十四条第一項第二号中「蚕繭」とあるのは「春蚕繭及び夏秋蚕繭」と、第六六条中「標準として定める」とあるのは「標準として次条第三項の規定による危険階級の別に定める」と、第九九条第二号中「百分の四十」とあるのは「百分の三十」と読み替へるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年産の蚕繭及び麦について適用する。